

千葉県かずさインキュベーションセンター設置管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、かずさインキュベーションセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、民間の研究所を中心に先端的な産業技術の国際的水準の研究開発拠点として整備されるかずさアカデミアパークにおいて、先端的な産業技術の研究開発（以下「研究開発」という。）を行う企業に対して研究開発のための施設を提供することにより、研究開発を行う企業がかずさアカデミアパークにおける民間の研究所等による研究成果を活用して研究開発を展開することを促進するとともに、研究開発を行う企業のかずさアカデミアパークをはじめとする県内への立地を促進し、もって本県の産業の振興に資するため、かずさインキュベーションセンター（以下「センター」という。）を木更津市かずさ鎌足二丁目一番地五に設置する。

(業務)

第三条 センターの業務は、主として研究開発を行うために企業が使用する部屋（以下「研究開発室」という。）の提供その他センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務とする。

(研究開発室の利用の対象者)

第四条 研究開発室を利用することができる者は、研究開発室を企業の事業活動として研究開発に使用する者であって、かずさアカデミアパークに立地する民間の研究所等による研究成果を活用して研究開発を行うことが必要なものとする。

2 前項に定める者のほか、同項に定める者の研究開発を支援する機能を有する事務、研究等を行う者で次条に規定する指定管理者が適当と認めるものは、研究開発室を利用することができる。

(指定管理者による管理)

第五条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、センターの管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第六条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条に規定する業務とする。

(研究開発室の利用の承認)

第七条 研究開発室を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 研究開発室の利用を承認する期間は、五年以内とする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の期間を更新することができる。

4 第一項の承認には、研究開発室の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(研究開発室の利用者の義務)

第八条 研究開発室の利用者は、研究開発室を善良な管理者の注意をもって利用するとともに、公害防止等の環境保全に努めなければならない。

(研究開発室の改造等)

第九条 研究開発室の利用者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けて、次の各号に掲げる工事を行うことができる。

一 研究開発室の改造に係る工事

二 研究開発室で使用する電気、ガス、水道及び下水道の工事

2 指定管理者は、前項の承認の申請があったときは、速やかに、知事に協議しなければならない。

(原状回復義務)

第十条 研究開発室の利用者は、利用を終了したとき（第十三条の規定により利用の承認を取り消されたときを含む。）は、速やかに、自己の責任において研究開発室を原状に回復し、返還しなければ

ばならない。

(駐車場の利用の承認)

第十一条 センターの駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の不承認)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究開発室又は駐車場の利用を承認しないことができる。

- 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その利用が、センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第十三条 指定管理者は、第七条第一項又は第十一条の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 第七条第四項の規定による利用の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により第七条第一項又は第十一条の規定による利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- 四 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(管理の基準)

第十四条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

(使用料)

第十五条 センターの施設を利用しようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(知事による管理)

第十六条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第五条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に研究開発室及び駐車場の利用の承認が含まれるときに限る。）における第四条第二項、第七条第一項及び第三項、第九条第一項並びに第十一条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定（第四条第二項を除く。）中「指定管理者」とあり、及び第四条第二項中「次条に規定する指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条第一項及び第十一条中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

3 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第七条第一項及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第四条、第五条、第七条、第九条、第十条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(平成十一年二月規則第二号で、同十一年三月二十一日から施行)

(使用料及び手数料条例の一部改正)

- 2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例（平成十年千葉県条例第一号）に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県かずさ インキュベー ションセンタ ー設置管理条 例（平成十年 千葉県条例第 四十五号）に 基づくもの	研究開発室等 使用料	研究開発室	一室一月につき	二十二万三千四百円
		室内電気設備		実費
		駐車場	一台一月につき	千五百円
(摘要)				
<p>一 使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の使用料は、日割計算とする。この場合において、十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>二 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条に規定する中小企業者であつて、創業の日（法人の場合にあつては設立（合併による設立を除く。）の日、個人の場合にあつては事業を開始した日）から五年を経過していないものに係る研究開発室の使用料の額は、表に定める額の四分の三の額とする。この場合において、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>				

別表第三に次のように加える。

かずさインキュベーションセンターの研究開発室等使用料	当月分を当月の末日まで
----------------------------	-------------

附 則（平成十四年十月十八日条例第六十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十五日条例第九十一号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の千葉県かずさインキュベーションセンター設置管理条例の規定により知事がした承認又は知事に対してした申請その他の行為は、この条例の施行の日以後における改正後の千葉県かずさインキュベーションセンター設置管理条例（以下「改正後の条例」という。）第七条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定の適用については、改正後の条例第五条に規定する指定管理者がした承認又は当該指定管理者に対してした申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二十一年七月十七日条例第五十三号）

この条例は、公布の日から施行する。